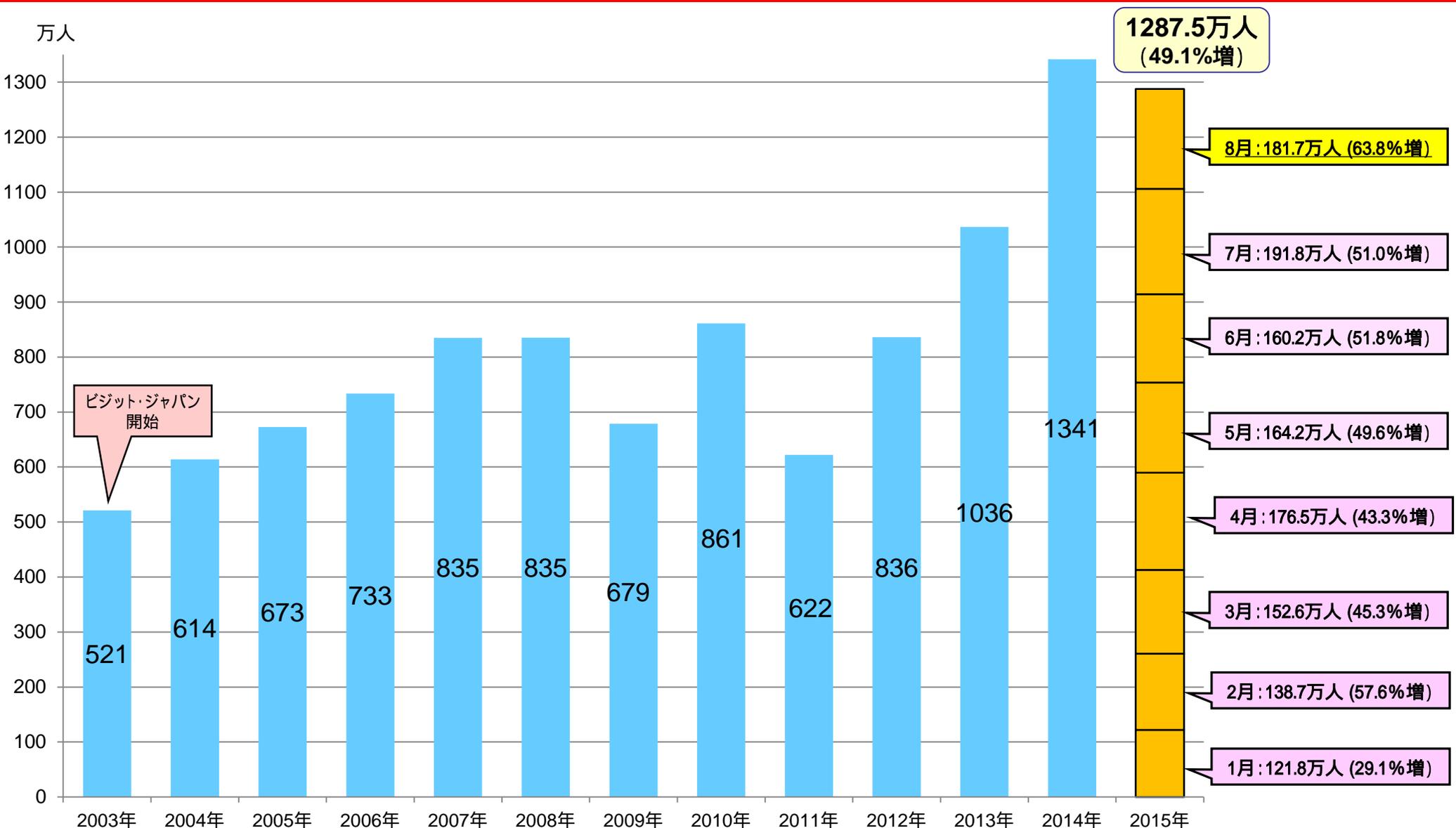


規制改革会議 説明資料

平成27年10月5日
観光庁

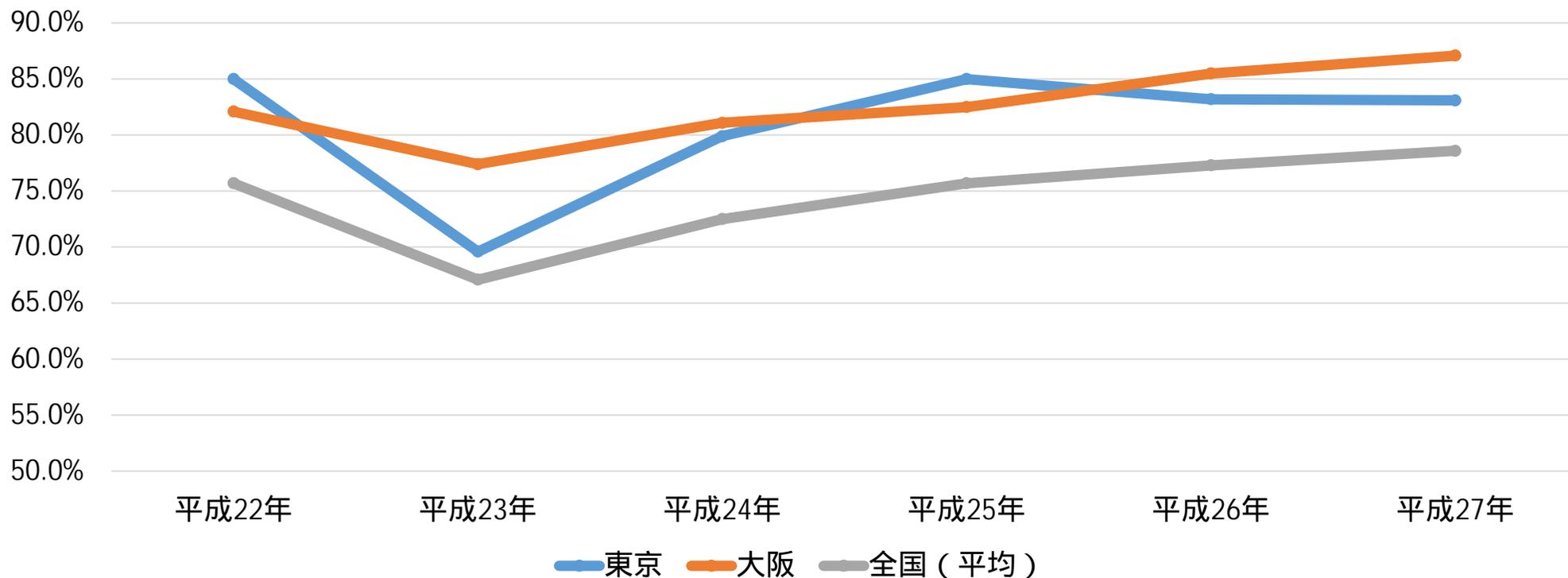
訪日外国人旅行者数の推移



注) 2014年以前の値は確定値、2015年1月～6月の値は暫定値、2015年7月～8月の値は推計値、%は対前年(2014年)比

出典: JNTO (日本政府観光局)

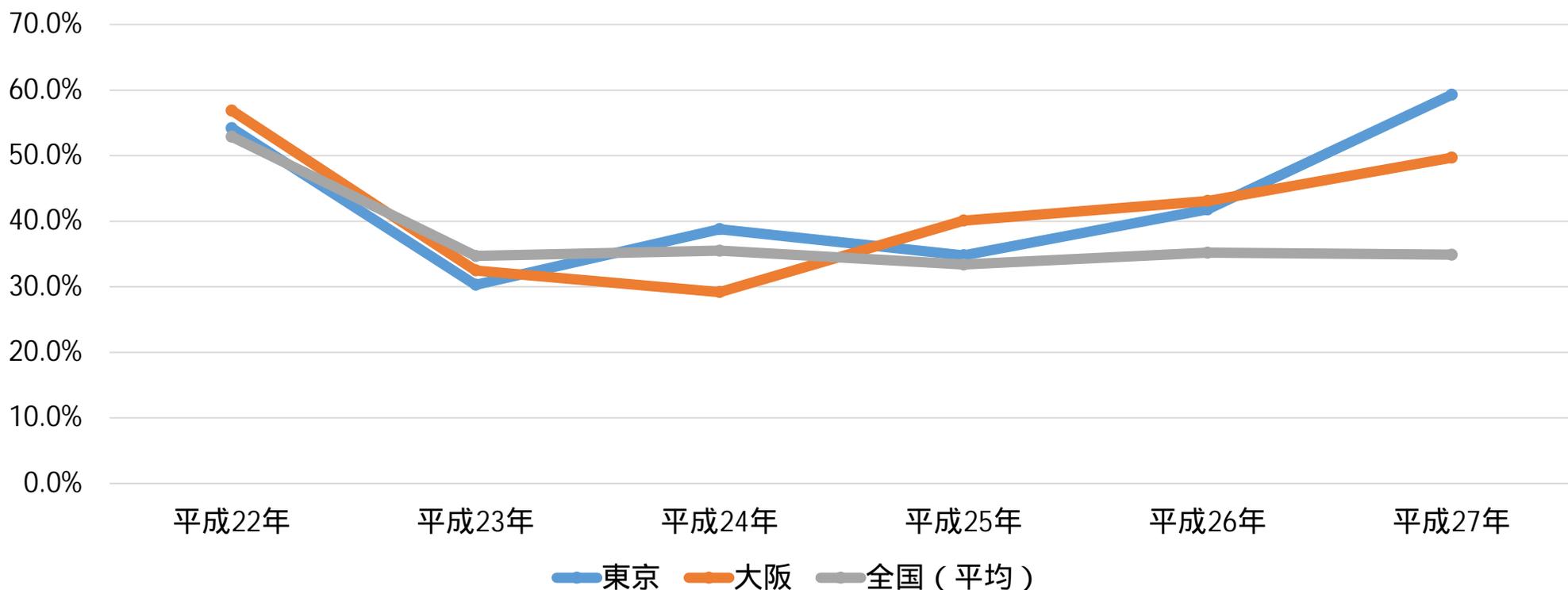
シティホテル客室稼働率の推移（東京・大阪・全国平均）



平成27年は1月～6月までの平均値

出典：観光庁宿泊旅行統計調査 第8表より作成

旅館の客室稼働率の推移（東京・大阪・全国平均）



	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
東京	54.2%	30.3%	38.8%	34.8%	41.8%	59.3%
大阪	56.9%	32.5%	29.2%	40.1%	43.1%	49.7%
全国（平均）	52.9%	34.7%	35.5%	33.4%	35.2%	34.9%

平成27年は1月～6月までの平均値

旅行業法の概要

■ 内容・目的

「旅行業務に関する公正の維持」、「旅行の安全の確保」、「旅行者の利便の増進」を図るため、旅行業者について登録制度を実施するとともに、消費者を保護するため、取引内容の説明義務、契約書面の交付義務、旅行業法令に習熟した旅行業務取扱管理者を選任する義務等を設けている。

■ 旅行業の定義

報酬を得て、旅行者と運送・宿泊サービス提供機関の間に入り、旅行者が「運送又は宿泊のサービス」の提供を受けられるよう、複数のサービスを組み合わせた旅行商品の企画や個々のサービスの手配をする行為。

「運送又は宿泊のサービス」の意義

運送事業者、宿泊事業者により、事業として提供されるサービスを言い、「宿泊のサービス」は、旅館業法に基づく「旅館業」に該当するサービスを言う。

宿泊施設不足への対応の方向性

■ 現状の課題

訪日外国人旅行者の増加に伴い、東京、大阪を中心とした都市部のホテルの客室稼働率が高い水準で推移しており、今後更に訪日外国人旅行者を受け入れるにあたって、大きな課題となっている。

■ 具体的な方策

東京都内・大阪周辺においては、ホテルの新規開業が相当数予定されており、2020年までに1万室超の客室が新たに供給される見込み。

現状の需給の逼迫状況を改善するため、受入能力に余裕のある近隣県への誘客を一層強化。

現状の需給の逼迫状況を改善するため、受入能力に余裕のある「旅館」への誘客を一層強化（次頁参照）。

JNTO（日本政府観光局）、宿泊業界団体、観光庁等が連携し、改善にむけて推進

〔訪日外国人向け情報発信の強化〕

既存のJNTO（日本政府観光局）ホームページに多様な日本の宿泊施設の情報を発信するための検索窓口サイトを改修開設し、海外に向けて情報発信の強化を図る。



季節毎の魅力が伝わるような宿泊施設の写真を掲載、カテゴリー別検索（ホテル、旅館など）を設けるなど、利便性の高いサイトへ改修

〔旅館ブランドの構築・発信〕

検索窓口サイトにおいて旅館独自の魅力や価値を紹介しながら「旅館ブランド」を構築。旅館に対する海外からの理解・認識を高めながら積極的に海外へ情報発信する。

